

# 同志社リスク管理本部規程

2006年7月29日制定

改正 2009年4月17日

2016年10月29日

第1条 この規程は、学校法人同志社及び法人内各学校（以下「各学校」という。）の教育研究と管理運営を阻害する事態の発生を未然に防ぐために必要なリスク管理を行うことを目的とする。

第2条 第1条の目的を遂行するために、同志社リスク管理本部（以下「本部」という。）を置く。

2 各学校に、リスク管理本部を置く。

第3条 本部は、次の者をもって構成する。

- (1) 総長
- (2) 理事長
- (3) 学務理事
- (4) 財務理事
- (5) 法人部各部長

2 本部に本部長を置き、本部長は理事長とする。

3 本部長が必要と認めた場合は、第1項に規定する以外の者を構成員とすることができる。

第4条 本部は、次に掲げる任務を遂行する。

- (1) リスクの予測及び調査
- (2) リスク管理の計画・実施・点検評価
- (3) リスク管理意識の啓発
- (4) 各学校のリスク管理本部との連携
- (5) リスク管理に関連する外部機関との連絡交渉
- (6) リスク管理に関連する記録の作成及び管理
- (7) その他必要な事項

第5条 本部と各学校が連携して必要なリスク管理を行うために、本部と各学校長をもってリスク管理連絡会を組織し、定期的に開催する。

第6条 この規程に関する事務は、法人事務部法人事務室が行う。

第7条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2006年7月29日から施行する。

附 則

この規程は、2009年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年11月1日から施行する。